

サービス契約約款

第壹条 <契約の締結>

有限会社ディ・エス・ティ(以下当社という)と電話秘書代行サービスの申込契約者(以下お客様という)は、当社とお客様の間で締結された内容の電話受信代行業務及び付帯業務を下記契約条項を基に契約を履行致します。

第貳条 <支払>

(振込の場合)毎月の利用代金の支払額は、契約時当社とお客様の間で取り決めさせて頂いた金額を基に前月の末日までにお支払頂きます。また、一部付帯業務につきましては、当月末締め翌月請求と致します。

振込手数料は、お客様の負担と致します。

(自動引落しの場合)毎月の利用代金の支払額は、契約時当社とお客様の間で取り決めさせて頂いた金額を基に前月の23日にお引落しさせて頂きます。また、一部付帯業務につきましては、当月末締め翌月請求と致します。

* 金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

第三条 <支払遅延>

ご利用月の5日までにお客様の入金が確認できない場合、翌営業日より一時業務を停止致します。

尚、当月10日までにご入金がない場合、契約解除と致します。尚、契約不履行による損害金として1ヶ月分のご利用代金をお支払頂きます。

また、お支払に応じられない場合、法的処置を取らせて頂きますと共に、信用情報機関に連絡を致します。

お支払頂くまでの遅延利息は年利18%を頂戴致します。

第四条 <休止制度>

ご利用月の1ヶ月前までに休止の申入れを当社規定の書面にて申入れ頂いた場合、最大3ヶ月間休止が出来ます。

尚、再度再開の場合、4日前までにご入金及びご連絡をお客様より当社へ頂くことが条件となります。

3ヶ月を過ぎますと解約とさせて頂きます。

第五条 <契約の解除>

ご利用月の1ヶ月前までに解約の申入れを当社規定の書面にて申入れ下さい。申入れなき場合はご利用代金1ヶ月分をお支払頂きます。

第六条 <電話受信代行業務及び付帯業務の変更>

当社の行う電話受信代行業務及び付帯業務は、ご利用月の1ヶ月前までに当社よりお客様への通知を以て変更できるものとさせて頂きます。また、変更に伴う金額の増減がある場合、通知後10日以内に新契約を当社と結んで頂くか、解約の手続きを申入れ頂きます。新契約及び解約のご連絡なき場合は、ご承諾頂いたものとさせて頂きます。

第七条 <住所貸し、電話番号貸し>

付帯業務において、住所貸し及び電話番号貸しをご利用の場合は、当社規定の書類提出を条件とします。

またお客様の所在及び連絡先が不明の場合、即時利用が出来ないものとします。

尚、当社の都合により場所の移転をする場合及び番号が変わる場合、ご利用月の1ヶ月前までに当社よりお客様へのご通知をもって変更できるものとします。

当社は変更に伴う負担は一切致しません。また、変更がある場合、10日以内に新契約を結んで頂くか、解約の手続きを申入れして頂きます。申入れなき場合は、ご承諾頂いたものとし契約を継続させて頂きます。

第八条 <入会金、月額利用代金>

入会時にお客様は、入会金及び月額利用料を当社へお支払頂きます。当社はお客様からの入金の確認後サービスを開始致します。(サービスの開始参照)尚、入会金、月額利用料は一切返金致しません。

第九条 <サービスの開始>

サービスの開始は、第八条確認後、当社の指示により転送の手続きを頂き、開通試験で開通が確認できました時点より開始致します。書類が整わない場合、開通の確認が人為的な理由により出来なかった場合、サービスの開始が出来ないことがあります。その場合サービス開始日に変更が生じても、当社に重大な過失がない限り代金のご返金は致しません。

第十条 <解約>

1、<虚偽の申告>お客様が契約書に偽りを記入した場合、また契約書に記入した内容に変更があり、その変更内容を当社に届出をされず、当社とお客様及びお客様の取引先と信用状態が著しく悪化した場合、お客様への通達を以て当社の判断により解約させて頂く場合がございます。

2、<3ヶ月以上の休止>休止制度をご利用のお客様が3ヶ月を超えますと、お客様への通達なく解約とさせて頂きます。

3、<支払の遅延>第三条をご参照下さい。

4、<法律に抵触する場合、その他>お客様が法律に抵触する業務内容とわかった場合、お客様自身が刑事事件で告訴された場合、またはお客様に業務の苦情、金銭の取立て、威圧的な言動で当社社員に應對された場合、お客様への通達無しに解約させて頂きます。

その際、当社に社会的責任があると判断させて頂いた場合、第十二条の守秘義務に優先して契約書及び書類を第三者に公開する場合があります。

5、<破産その他>お客様が差押え、仮差押え、仮処分、競売処分、破産和議、整理、の手続きの開始または申立て等があった場合、手形交換所から不渡り処分を受けた時、禁治産もしくは準禁治産者の決定を受けたことがわかった場合は、お客様への通達無しに解約させて頂きます。

第十一条 <電話応対における当社の責任>

契約書の電話受信対応業務に対して起こりましたトラブルについては一切責任を負いません。

つきましては、一切お客様より損害の賠償は受付けません。

第十二条 <守秘義務>

当社は契約に関するお客様の情報を、お客様の了解なく第三者に漏洩致しません。

第十三条 <天変地変その他>

当社が天災(地震、台風、豪雪、水害等)、火災、機器の故障、その他やむを得ない理由により営業が不可能になった場合、当社は一切の責任を負いません。

第十四条 <契約外事項>

契約以外の事項に関し諸問題が生じた場合、信義誠実の基に、双方協議の上、円満に解決させて頂きます。

第十五条 <契約の履行>

お客様と当社は上記契約内容をご理解頂いた証として、申込契約書に記名した時点で、契約を履行されるものと致します。